

平成 30 年 6 月 1 日

「電子決済等代行業者に求める事項の基準」の制定ならびに 「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の一部変更について

当行は、銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号、以下「改正銀行法」という）の規定に基づき「電子決済等代行業者に求める事項の基準」を下記のとおり制定しましたので、お知らせいたします。

また、改正銀行法の規定に基づき平成 30 年 3 月 1 日に公表した「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」について、下記のとおり一部変更しましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 「電子決済等代行業者に求める事項の基準」の制定について
詳細につきましては、[こちら](#)よりご参照ください。
2. 「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の一部変更について
(1) 変更内容

変更後	変更前
<p>4. API 連携の窓口となる部門</p> <p>当行において、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称および連絡先は以下のとおりです。</p> <p><u>経営企画部経営企画グループ</u></p> <p><u>FinTech 窓口担当（連絡先 096-326-8603）</u></p>	<p>4. API 連携の窓口となる部門</p> <p>当行において、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称および連絡先は以下のとおりです。</p> <p><u>I T 統括部 I T 戦略グループ</u></p> <p><u>FinTech 窓口担当（連絡先 096-326-8651）</u></p>

- (2) 変更日
平成 30 年 6 月 1 日（金）
- (3) その他
変更後の詳細につきましては、[こちら](#)よりご参照ください。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】

肥後銀行 経営企画部
担当：竹下
電話：096-326-8603